

「市川子ども食堂ネットワーク」会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、名称を「市川子ども食堂ネットワーク」とする。

(所在地)

第2条 本会は、事務局を市川市湊新田 2-6-4 B-101 に置く。

2 事務局は第3条の事業を遂行するためにネットワークと協働し、事務委託契約の通り業務を遂行する。

(目的)

第3条 本会は、「市川子ども食堂ネットワーク」を準備、実施、運営することにより、栄養価の高い食事を安価に提供する場を通して、困窮家庭やひとり親家庭をはじめ、孤食の防止や地域の繋がり場の場ともなるよう、機能するものとする。

その中で、孤立しがちな家庭とコミュニティのつながりを構築し、親同士のネットワークづくりやサポートも行うものとする。また、活動を通してコミュニティのネットワークを構築し、困窮家庭やひとり親家庭の課題、こどもの養育環境など、身近な地域社会にある課題について市民とともに考え、広く理解を図るとともに、解決に向けた働きかけを行う一端をになうことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 「市川子ども食堂ネットワーク」の企画に関する事項。
- (2) 「市川子ども食堂ネットワーク」の広報に関する事項。
- (3) 「市川子ども食堂ネットワーク」の開催に関する事項。
- (4) 「市川子ども食堂ネットワーク」報告書作成に関する事項。
- (5) 「市川子ども食堂ネットワーク」の予算及び決算に関する事項。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

(所属団体概要)

第5条 本会に所属する各拠点団体はそれぞれの拠点団体において、下記の事項を遵守すること。

- (1) 代表者又はその代理の者は各月に行われるネットワークの運営会議に出席すること
- (2) ネットワークの運営会議において決定した事項は代表者の責任において各拠点に伝達し、遵守すること。
- (3) 子ども食堂の運営回数に関わらず、所属団体は次年度に行われる総会運営に携わること。
- (4) 各拠点の会計や広報等は各拠点毎に行うこと。
- (5) 各拠点の運営に当たっては下記の事項全てに該当しないこと。
 - ・単発の開催
 - ・公の秩序又は善良の風俗を害する行為
 - ・収益を得ることを主とする運営や宣伝行為等
 - ・政治的中立性を損なう示威的行為、勧誘その他の選挙運動等
 - ・宗教的中立性を損なう儀式、布教その他の宗教活動等
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる行為
 - ・その他、市川子ども食堂ネットワーク会議における決定事項に反する行為
- (6) 所属団体の過半数が団体概要に反する運営をしていると判断した場合、該当団体は運営方法等が改善されるまでネットワークには参加出来ないものとする。

第2章 組織

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 1人

(職務)

第7条 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代行する。

3 監事は、本会の会計及び業務の執行状況を監査する。

(任期)

第8条 役員会員の中から選出し、任期は1年とするが、再任を妨げない。

ただし、監事は毎年、変更するものとする。

第3章 会計

(経費)

第9条 本会の経費は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金、補助金等
- (2) その他の収入

(会計期間)

第10条 本会の会計期間の始期は2015年11月1日、終期は解散までとする。

2 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 解散

(解散)

第11条 本会は、第3条に掲げた目的を達成した時点で解散する。

第5章 補則

(その他必要な事項)

第12条 本会則に規定するもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、ネットワーク会議内で会員の過半数を超える同意により定めることが出来る。

附 則

本会則は、2015年11月1日から施行する。

本会の発足日は2015年10月9日とする。